

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的 水源の涵養  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
ものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
三十三条の二の規定により、次のように保安林の  
指定施業要件を変更する。  
令和元年九月十九日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的 水源の涵養  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
ものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
三十三条の二の規定により、次のように保安林の  
指定施業要件を変更する。  
令和元年九月十九日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的 水源の涵養  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
ものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
三十三条の二の規定により、次のように保安林の  
指定施業要件を変更する。  
令和元年九月十九日  
農林水産大臣 江藤 拓

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的 水源の涵養  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
ものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第五百四十八号  
運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運  
輸審議会案件名表に登録された。  
令和元年九月十九日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

事案の種類 申請者 事案の名称  
事案番号 事案の種類 申請者 事案の名称  
令和元年 9月19日 国土交通省告示第五百四十九号

○国土交通省告示第五百四十九号  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土  
交通省令第八十一号）附則第十条第一項の規定に基づき、令和元年九月四日付けをもって次のよう  
型式の変更を承認したので、同省令附則第十三条の規定に基づき、公示する。  
令和元年九月十九日  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

○観光庁告示第五号  
通課案内土法（昭和二十四年法律第二百十号）  
第三十条第一項の規定により、次の機関を登録研  
修機関として登録したので、同法第五十一条第一  
号の規定により公示する。  
令和元年九月十九日  
観光庁長官 田端 浩

一 登録年月日 令和元年八月二十二日  
二 登録番号 第一号  
三 登録研修機関の氏名又は名称 一般社団法人  
九州通訳・翻訳者・ガイド協会  
四 住所 福岡県福岡市南区塩原一の十四の一の  
三百二  
五 法人にあつてはその代表者の氏名 水谷みず  
ほ

六 研修業務を行う事務所の名称 一般社団法人  
九州通訳・翻訳者・ガイド協会  
七 研修業務を行う事務所の所在地 福岡県福岡  
市南区塩原四の四の二二  
八 研修業務の開始日 令和二年四月一日  
○海上保安庁告示第二十四号  
航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十  
四年法律第九十九号）第十五条の規定により、  
次のように告示する。  
令和元年九月十九日  
海上保安庁長官 岩並 秀一

八 研修業務の開始日 令和二年四月一日  
○海上保安庁告示第二十四号  
航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十  
四年法律第九十九号）第十五条の規定により、  
次のように告示する。  
令和元年九月十九日  
海上保安庁長官 岩並 秀一

名 称 八戸港中央第二防波堤工事区域  
A浮標  
所在地 青森県八戸港第三区（鮫角灯台  
の西北西方約一・二キロメートル）  
緯度 四〇―三二―四四  
経度 一四一―三三―一五〇  
塗色及び構造 黄色 やぐら形  
設置年月日 令和元年八月三十日

名 称 八戸港中央第二防波堤工事区域  
B浮標  
所在地 青森県八戸港第三区（鮫角灯台  
の西北西方約一・二キロメートル）  
緯度 四〇―三二―三六  
経度 一四一―三三―四七  
塗色及び構造 黄色 やぐら形  
設置年月日 令和元年八月三十日

名 称 一この浮標の上部に簡易な灯  
火（黄色）が設置されている。  
二 東北地方整備局八戸港湾・  
空港整備事務所管理

名 称 一この浮標の上部に簡易な灯  
火（黄色）が設置されている。  
二 東北地方整備局八戸港湾・  
空港整備事務所管理

名 称 八戸港中央第二防波堤工事区域  
B浮標  
所在地 青森県八戸港第三区（鮫角灯台  
の西北西方約一・二キロメートル）  
緯度 四〇―三二―三六  
経度 一四一―三三―四七  
塗色及び構造 黄色 やぐら形  
設置年月日 令和元年八月三十日

名 称 八戸港中央第二防波堤工事区域  
A浮標  
所在地 青森県八戸港第三区（鮫角灯台  
の西北西方約一・二キロメートル）  
緯度 四〇―三二―四四  
経度 一四一―三三―一五〇  
塗色及び構造 黄色 やぐら形  
設置年月日 令和元年八月三十日

名 称 八戸港中央第二防波堤工事区域  
B浮標  
所在地 青森県八戸港第三区（鮫角灯台  
の西北西方約一・二キロメートル）  
緯度 四〇―三二―三六  
経度 一四一―三三―四七  
塗色及び構造 黄色 やぐら形  
設置年月日 令和元年八月三十日